

クリーニング師試験を受験されるみなさんへ

1. 試験日時 令和2年9月3日(木) 9:00～

2. 試験会場 愛媛県薬剤師会館 (松山市三番町7丁目6-9)

3. 受験資格

中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

4. 受験願書について

○受付期間 7月20日(月)から8月3日(月)まで(土、日曜日及び祝日は除く。)

8:30～17:15(正午から午後1時までの間を除く。)

郵送による場合は8月3日までの消印のあるものは受け付けます。

○提出先 住所地を所管する保健所

県外居住者は、愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課

○提出書類

(1) 受験願書

・住所は、番地、アパート名、室番まで正しく記入してください。

・写真は、出願前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cm(正面・無帽・上半身・無背景、カラー・白黒どちらでも可。)のものとし、その裏に撮影年月日及び氏名を記入して貼り付けてください。

(2) 履歴書

・市販のものを使用し、写真は不要です。

(3) 中学校以上の卒業(修了)証明書または卒業証書の写し

・卒業証書の写しを提出される場合は、原本を窓口の保健所に持参し、原本照合を受けてください。

・最終学校卒業後に氏名に変更があった場合は、戸籍謄本または抄本(発行後6か月以内)を提出してください。

(4) 受験手数料

8,100円(愛媛県収入証紙)

・願書の受付後、手数料の返還はできません。

※平成27年度から令和元年度までに愛媛県が実施したクリーニング師試験の受験願書を提出した方は、「クリーニング師試験受験資格に関する申立書(別紙様式)」または当該試験の「受験票」を提出することにより、提出書類のうち「中学校以上の卒業(修了)証明書または卒業証書の写し」の提出を省略できます。

○書類の記入、提出上の注意

- (1) 書類は、各1部提出してください。
- (2) 黒、青インクまたはボールペン(消えるボールペン不可)を用いて、楷書で記入してください。
- (3) 印鑑は、浸透スタンプ印は使用しないでください。
- (4) 書類に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

5. 試験科目

(1) 学科試験

- ・衛生法規に関する知識
- ・公衆衛生に関する知識
- ・洗濯物の処理に関する知識及び技能

(2) 実地試験

- ・繊維の鑑別
- ・しみの鑑別

6. 合格発表

愛媛県ホームページ並びに愛媛県庁及び各保健所の掲示板に掲示します。
(日時は試験当日にお知らせします。)

7. 問い合わせ先

最寄りの保健所生活衛生課(四国中央保健所は衛生環境課)

四国中央保健所	☎0896-23-3360	中予保健所	☎089-941-1111
西条保健所	☎0897-56-1300	八幡浜保健所	☎0894-22-4111
今治保健所	☎0898-23-2500	宇和島保健所	☎0895-22-5211
松山市保健所	☎089-911-1807		

県外居住者の方は、

愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課(環境衛生係) ☎089-912-2394

(別紙様式)

クリーニング師試験受験資格に関する申立書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申立者氏名

生年月日 年 月 日

私は、クリーニング師試験受験願書の提出にあたり、以下のとおり過去の受験申請において必要な書類を提出し、受験を認められていますので、今回は当申立書をもってクリーニング業法施行細則第4条第2号に定める書類として認めていただきますようお願いいたします。

1 過去の受験申請において提出した書類

○中学校以上の卒業（修了）証明書又は卒業証書の写し

2 提出年 年

3 提出時受験番号 第 号